

第 24 回納本制度審議会議事録

日 時： 平成 25 年 7 月 23 日（火）午前 10 時 00 分～11 時 10 分
場 所： 国立国会図書館本館 3 階総務課第一会議室
出席者： 中山信弘会長、濱野保樹会長代理、植村八潮委員、遠藤薫委員、相賀昌宏委員、角川歴彦委員、永江朗委員、野原佐和子委員、福井健策委員、藤本由香里委員、山本隆司委員、湯浅俊彦委員、片寄聰専門委員、佐々木隆一専門委員、三瓶徹専門委員

- 会次第：1 委員の委嘱の報告
2 納本制度審議会の目的及び構成
3 代償金部会所属委員の指名の報告
4 会長の選出
5 会長の挨拶
6 会長代理の指名
7 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）の改正について
8 大滝国立国会図書館長の挨拶及び諮問（国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額について）
9 諮問事項の代償金部会への付託
10 オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員の指名
11 事務局からの報告
 (1)平成 24 年度出版物納入状況、平成 25 年度代償金予算及び平成 24 年度代償金支出実績
 (2)オンライン資料収集制度の運用状況
 (3)代行機関における納入漏れ防止策の進捗状況
12 今後の日程について

配布資料：

- (資料 1) 第 23 回納本制度審議会議事録
(資料 2) 納本制度審議会委員・専門委員名簿
(資料 3) 納本制度審議会の構成
(資料 4) オンライン資料制度収集関連法規の改正・制定経緯
(資料 5) 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）の改正（案）
(資料 6) 諮問書（写し）
(資料 7) オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員の指名について
(資料 8) 資料別納入実績（最近 3 年間）
(資料 9) 納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）
(資料 10) オンライン資料収集制度の運用状況について
(資料 11) 平成 25 年度 納本制度審議会の課題・スケジュール（案）
(資料 12) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
(資料 13) 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）

- (資料 14) 納本制度審議会議事運営規則 (平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定)
- (資料 15) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 (平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号)
- (資料 16) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件 (平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号)
- (資料 17) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件 (昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号)

議事録 :

(開会) 定足数の確認等

収集書誌部長 : おはようございます。定時となりましたので、ただ今から、第 24 回納本制度審議会を開催させていただきます。本日は、誠に忙しいところ御出席くださいます、誠にありがとうございます。私はこの 4 月に国立国会図書館収集書誌部長に就任しました豊田でございます。ご案内のとおり、7 月 1 日付けで、皆様に審議会委員の委嘱をさせていただきました。本日は委嘱後の最初の審議会ということになりますので、この後、互選で会長が決まりますまでは、進行は私がさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、16 名の委員中、ご覧の通り 12 名の方がいらしておりますので、定足数は満たされております。

会の次第と資料の方は、机の上にご用意しました。特に、資料のチェックはいたしませんけれども、途中でもし足りないということがありましたら、事務局にお知らせください。

会の最初といいますと、私なりからご挨拶するのが通例かと思えますけれども、本日、議事で、館長の大滝が参りましてご挨拶いたしますので、私の方は、速やかに議事に入らせていただきますので、御了解ください。

(会次第 1) 委員の委嘱の報告

収集書誌部長 : それでは、まず、会次第の 1 を進めさせていただきます。

資料ですが、資料の 1 は、3 ページ目にありますとおり、前回の審議会の議事録になっておりますので、この場では特に取り扱いません。前回の議事録につきましては、既に前回審議会当時のすべての委員に御確認いただき、当館ホームページに公表しているところでございます。

資料の 2 をご覧頂けますでしょうか。本日発足しました第 8 期納本制度審議会の委員が記載されております。このうち、新規に委嘱させていただいた委員の方々につきましては、僭越ながら、私の方から五十音順でご紹介させていただきます。

[収集書誌部長から、新規委嘱委員・専門委員の紹介]

委員の任期は、2 年とされておりますので、平成 27 年 6 月 30 日までということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

(会次第 2) 納本制度審議会の目的及び構成

収集書誌部長： 引き続きまして、会次第の 2 の方へ移らせていただきます。納本制度審議会の目的と構成というところへ参ります。かなり再任の方がいらっしゃるかもしれませんが、新しい委員の方もいらっしゃると思いますので、審議会の目的等につきまして、改めてご説明させていただきます。
〔資料 3 及びその参考図に基づき説明〕

(会次第 3) 代償金部会所属委員の指名の報告

収集書誌部長： では、会次第の 3 に進ませさせていただきます。代償金部会所属委員の指名の御報告です。資料の 2 にお戻りいただけますでしょうか。資料の下の方に、代償金部会の所属委員が記載されております。代償金部会の所属委員につきましては、委員の委嘱と同日の 7 月 1 日付けで、7 名の方をお願いいたしております。資料にありますとおり、出席の方を先にご紹介いたしますと、相賀委員、福井委員、藤本委員、山本委員、湯浅委員をお願いしております。それに加えて、本日はご欠席ですが、石崎委員と斉藤委員となっております。

本日は、審議会の終了後に、代償金部会を開催させていただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

(会次第 4) 会長の選出

収集書誌部長： それでは、会次第の 4 に移らせていただきます。会長の選出に入らせていただきます。会長の選出の手続は、委員の方の互選ということになっておりますが、どなたかからのご推薦はございますか。

委員： 前期に引き続きまして、中山委員にお願いできればと考えますが、いかがでしょうか。

委員一同： 異議なし。

収集書誌部長： ご異議がないようですので、中山委員が会長に決定いたしました。

(会次第 5) 会長の挨拶

会長： 中山でございます。ご指名でございますので、前期に引き続きまして、会長を務めさせていただきます。皆様のご協力を得まして、議事を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
それでは早速、議事の進行に移りたいと思っております。

(会次第 6) 会長代理の指名

会長： 続きまして、会次第 6 の、会長代理の指名に移りたいと思っております。

納本制度審議会規程第5条第3項によりますと、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」となっておりますので、前期に引き続きまして、濱野委員を会長代理に指名いたします。濱野委員、よろしく願いいたします。

委員： はい。

(会次第7) 納本制度審議会議事運営規則の改正について

会長： それでは、会次第の7に移りたいと思います。この7月1日に納本制度審議会規程が改正されまして、この納本制度審議会の所掌範囲が拡大しております。これに伴いまして、この審議会の議事運営規則の改正を行う必要が出てまいります。この議事運営規則は、この審議会場で決定することになっておりますので、今回、みなさんにお諮りする次第でございます。

まず、事務局が改正案を用意しておりますので、ご説明をお願いします。

収集書誌部長： [資料4,5に基づき説明]

会長： ありがとうございます。この点につきまして、ご質問などございませんでしょうか。きわめて事務的な改正ということで、よろしいでしょうか。それでは、本日付けで改正案のとおり決定することといたします。

(会次第8) 大滝国立国会図書館長の挨拶及び諮問

会長： それでは、会次第の8に入ります。国立国会図書館長からご挨拶及び諮問を頂戴することになっております。それでは大滝館長、よろしく願いいたします。

館長： 国立国会図書館長の大滝則忠でございます。このたびは皆様方に、大変ご多忙にもかかわらず、第8期の納本制度審議会の委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。また本日は、ご多用中のところ、本審議会にご出席いただきましたことを、重ねて御礼申し上げます。

国立国会図書館にとりまして、法定納本制度の運用をはじめ、多様な資料の収集の充実に努め、国会をはじめ広く国民の利用者が、これら収集資料にアクセスできるようにすることは、果たすべき最も基本的な活動であります。引き続き、納本制度等の改善、発展及び適正な運用に努めてまいりたいと存じますので、委員の皆様方には、何とぞよろしく、ご指導ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

このたび、本年7月1日から、無償かつDRMのないオンライン資料の制度的な収集が開始されております。運用の状況につきましては、後ほど事務局からご報告いたしますが、ここまで段階的に、法律に基づくオンライン資料収集の制度化が前進できましたことは、ひとえに、これまでの納本制度審議会の中山会長をはじめ委員の皆様方のご尽力ご指導の賜物と感謝申し上げます。国立国会図書館とい

たしましては、今後、有償オンライン資料等、現在収集できていないものにつきましても、文化的資産として収集蓄積し、広く利用に供することができる制度の整備に向けて取り組む所存でありますので、引き続き、納本制度審議会における調査審議を深めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、我が国の電子書籍市場の規模は、近年ますます拡大し、かつ充実しつつあります。その一方で、電子書籍の事業モデルの方向性や市場動向の見通しはいまだ固まらず、広く関係者によって様々に模索されている状況にあると拝察されます。

他方、電子書籍の時代に応じた出版者の権利関係のあり方につきましては、現在、法制化に向けた検討が進行しております。また、電子書籍の図書館サービスにおける利用も大きな課題でありまして、先の東京国際ブックフェアでは意欲的な構想が発表されて大きな注目を集めたとも伺っております。いずれにいたしましても、読者からの熱い視線が、紙媒体の書籍に加え、新たに電子書籍に向けられていることは確かであり、我が国の出版文化がますます発展する方向で、電子書籍市場がしかるべき一定の安定期を迎えることをご期待申し上げ、同時に、これらの動きの中で国立国会図書館が果たすべき役割につきましまして、皆様のご指導をいただきながら、追求すべきものと思っております。

それにいたしましても現在の急務は、オンライン資料の中には、デジタル世界に生まれて流通し、かつ、人知れずに消滅する貴重な情報も多くあるという状況に照らし、社会的な装置として、それらを収集蓄積し、長く利用できる体制を整備することにあります。国立国会図書館が、有償オンライン資料を制度収集するためには、いずれ、著者、出版者を含む広範な関係者から、幅広いご理解、ご協力を仰ぐことが不可欠であります。一方、社会において、とりわけ著者、出版者をはじめとする関係者間で、広く共有できる電子書籍の将来像が描かれ、そして確立されるまでには、今しばらく年月を要すると予測されるところでもあります。このような状況下ではありますが、国立国会図書館といたしましては、関係者のご理解とご協力のもとに、段階的にも、できるだけ早急に、有償オンライン資料の収集を開始できるよう、取り組む必要があると考えておるところでございます。

以上、縷々申し上げましたような状況を踏まえますと、国立国会図書館が実施すべき制度作りに際しては、新たな、より柔軟な視点が求められているのかもしれないと考えております。例えば、制度による収集を中心としつつも、制度によらない収集でそれを補完するというような方向性、つまり、制度と制度外の手法を適切に組み合わせるような、いわば「日本型システム」の確立を検討する必要もあると考えられます。そのために国立国会図書館は、これまでの議論の積み重ねを十分に踏まえる一方、より豊かな選択肢のもとで広く関係者のご理解を得られるよう努力を重ねることが必要であると考えております。委員の皆様方におかれましては、有償オンライン資料等の実効性ある収集のあり方につきましまして、改めて多角的に調査ご審議をいただき、引き続き、よろしくご指導をいただくことをお願い申し上げます。

結びに、本日は暦どおりの正に大暑であります。委員の皆様方におかれましては、ご自愛のほどお祈り申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、本日の諮問の理由について、ご説明申し上げます。

オンライン資料の提供に関し通常要すべき費用につきましては、本来は納本制度審議会に諮問し、決定するものでございますが、オンライン資料の記録に関する規程附則の経過規定に基づき、納本制度審議会の調査審議を経ずに、7月1日に施行された告示で定められております。そこで、あらためてこの件につき、調査審議をお願いする次第であります。

それでは、諮問させていただきます。

〔会長起立〕

館長： 納本制度審議会規程第2条第1項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額等に関する件（平成25年国立国会図書館告示第1号）第1項に規定する金額の決定について」

国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額及び算定方法について調査審議をお願いしたい。

よろしくお願いいたします。

〔会長に諮問書を手交〕

会長： 諮問の件、確かに承りました。今後、委員の皆様のご協力を得まして、鋭意調査審議いたしまして、答申いたします。

〔館長退席、会長着席〕

会長： ただいま館長から頂戴しました諮問事項につきまして、事務局から補足説明がございます。よろしくお願いいたします。

収集書誌部長：〔資料6に基づき説明〕

会長： ありがとうございます。それでは、諮問事項、及びただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは次に進みたいと思います。

（会次第9）諮問事項の代償金部会への付託

会長： ただいまの諮問は、国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額に関する事項でございますので、先ほど改正されました納本制度審議会議事運営規則第7条の規定に基づきまして、代償金部会に付託いたします。同規則第8条本文の規定によりまして、部会の議決をも

って当審議会の議決とするということになります。したがって、部会で決まりますと、我々は審議を開くことなく、議決したことになるとの規則の仕組みになっておりますので、よろしく願いいたします。

代償金部会の皆さま方には、ご苦勞をおかけいたしますけれども、審議のほどをよろしく願いいたします。

それでは、次に進みたいと思います。

(会次第 10) オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員の指名

会長： 当審議会では、第 21 回納本制度審議会において諮問を受けました「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を専門の見地から調査審議させるために、「オンライン資料の補償に関する小委員会」を設置し、平成 23 年 3 月に中間答申の原案を取りまとめております。

先ほどの大滝館長からのご挨拶にありましたように、引き続き最終答申についてとりまとめるようにとのご依頼を頂戴したところです。

今期の納本制度審議会では、収集いたしましたオンライン資料に対する補償のあり方については、電子書籍の製作及び流通の実情を把握し、法的、技術的な面で専門的事項につきまして調査審議する必要があるという観点から、この小委員会においてさらなる調査審議を進めてまいりたいと思います。

また、小委員会の所属委員といたしましては、植村委員、永江委員、福井委員、山本委員及び湯浅委員にお願いをいたします。専門委員からは、片寄様、佐々木様と三瓶様のお三方にお願いをいたしまして、小委員長には、福井委員を指名いたします。この点について、よろしいでしょうか。よろしいですね。それでは、よろしく願いいたします。福井小委員長をはじめ、小委員会の委員、専門委員の方々には、調査審議をよろしく願いいたします。それでは、福井小委員長から一言お願いいたします。

委員： 若輩ではございますが、小委員長を引き続き拝命させていただきました。我が国のデジタル立国にとっては、極めて重要なテーマであるかと思えます。館長のお言葉にもありましたとおり、関係者の皆さんの御理解を頂きながら、バランスの良い、世界最先端の「日本型システム」、これを提案させていただくべく、委員の皆さんのお力をお借りしまして、微力を尽くしたいと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

会長： 心強い御挨拶ありがとうございます。

(会次第 11) 事務局からの報告

会長： 続きまして、会次第の 11 に移ります。事務局から 3 点の報告があります。まず 1 点目は、平成 24 年度の出版物納入状況等についての報告

でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局：〔資料 8,9 に基づき説明〕

会長： ありがとうございます。次の第 2 点目の報告は、オンライン資料収集制度の運用状況でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局：〔資料 10 に基づき説明〕

会長： ありがとうございます。続きまして 3 点目の報告は、代行機関における納入漏れ防止策の進捗状況でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局： 続きましてご報告いたします。この件につきましては、前回の第 23 回納本制度審議会以降の状況についてご説明いたします。組織的・系統的納本漏れ防止策につきまして、代行納入機関である日本出版取次協会と、現在も断続的に協議を行っています。現時点での方向性についてご説明すると、日本出版取次協会が取引をされている出版各社に対して、納本ルートの確認作業、すなわち、取次経由であるのか、あるいは、直接に当館にお送りいただいているのか、あるいは、その際にでも、代償金の支払いを必要とするのか、あるいは、無償で寄贈されているのかなど、いろいろなパターンで当館に納入されています。図書、雑誌、コミックスといった種類別で納本の仕方も違うと聞いておりますので、その実態をまずは把握する調査を行うこととしております。これは、前回の審議会におきましても、出版社の方々から、出版社ごと、あるいは出版社の部門によっても納本の仕方がいろいろ違う、あるいは、流通に乗せる乗せ方も違う、というお話をうかがいまして、遅ればせではありますが、まずは実態をしっかりと調査していきたいと考えているところです。

ただ、日本出版取次協会加盟各社の取引先の出版社というのは、大きいところから小さいところまで含めまして 3,000 を優に超える、という非常に膨大な数でございます。したがって、すべてを同じ密度で調査すると、大変な手間と時間がかかりますので、効果的な方法について日本出版取次協会と協議しているところです。

とりわけ納本漏れが多いのではないかとと思われる分野として、コミックス、それからムックといったところがありますので、この分野の調査がまずできればよいと考えています。

今後の進め方としては、調査結果を含めて、一定の成果が得られた段階で、代償金部会を開催させていただき、日本出版取次協会から実務担当者を招いて、疑問点があれば委員の方々から直接意見聴取を行い、どのような改善策があるのかについて、意見交換したいと考えているところです。以上でございます。

会長： ありがとうございます。ただ今の 3 件の報告につきまして、ご質問等ございましたらお願ひします。

委員： 今、ご報告を頂きまして、一歩進んだのかなという感じを受けましたが、調査をするにはかなり手間がかかるとお思います。だとすると、調査ではなく、逆に、取次を通して納入するということの許諾を一斉にやっちゃって、異議がある人は申し出てくれ、という方が後々早い、というか、効率的ではないかと思うのですが、そういう方法は採れないのでしょうか。

事務局： その点については、日本出版取次協会様と検討させていただきたい

と思います。ただ、未だ納本制度が十分に周知されていない点については、繰り返し言われているところでありまして、調査の際にも単に聞き取るのではなくて、納本制度の周知をまず、徹底させていくところから始めたいと考えています。今ご提案の点については、無駄のないように、かつ実効性の上がるような方向で調査を進めていきたいと思ひます。

会長： 納入漏れにつきましては、比較的簡単にできると思っていたのですが、どうもそうではないようです。しかし、文化財の保存という点については、基本的に重要な問題でございますので、今後また鋭意努力していただきたいと思ひます。それでは、この点はよろしいでしょうか。

(会次第 12) 今後の日程について

会長： 次に、会次第の 12 に入ります。今後の日程につきまして事務局から説明をお願いいたします。

収集書誌部長： [資料 11 に基づいて報告]

会長： ただ今の説明につきまして、何かご質問がありましたら、お願いいたします。こういう日程でよろしゅうございますか。ありがとうございます。

(その他)

会長： それでは予定されている議題や報告は以上で終了でございます。この際でございますので、何かご意見やご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員： ちょっとお尋ねしたいのですが、6月7日の出版協（一般社団法人日本出版者協議会）のプレスリリースを見ますと、国立国会図書館が所蔵資料の大規模デジタル化事業としてデジタル化した「大正新脩大蔵経」88巻全巻ほか、それが（復刻版を）刊行中にもかかわらず、著作権保護期間切れということで、全国にネット公開されている。これについて（出版社が）異議申立てを行ったところ、（国立国会図書館は）当該資料を館内閲覧に限定する、ということです。この取扱いというか、これは何かルール化されているのか、その間の経緯についてご説明いただければと思ひます。

総務部長： ただ今の件につきましては、現在、ルール化されていない段階でございます。出版社の方の損害ということの申出がありましたので、一時的に取り下げまして、当館の方で、こういう場合はこうする、というルール化なども含めまして、調査検討の組織を立ち上げまして、検討する予定でございます。それまでの間、一旦、取り下げているということでございます。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： 難しいところです。著作権法上は問題ないのですが、そういう本を出すことについて多大な労力を費やしていても、すぐにインターネット

ト上に出されてしまうと、もう出版できないという事情がございます。法的にはインターネット公開を差し止める権利がない。国会図書館としては、おそらく任意に停止することは、法には触れないのではないかと思います。ただ、ユーザーとしては見たい、という欲求もありますので、これは悩ましいところでしょう。恐らくこれから検討されるのでしようけれども、よろしく願いいたします。

委員： 書店流通ではない書籍の、展示会のカタログとか、歌舞伎の筋書きとか、演劇のプログラムとか、映画のパンフレットとか、美術のカタログは、上野の美術館、図書館にはそこそこあるのですが、漏れが多い。見ようと思うと、演劇のプログラムなんて、本当に手に入らない。そういうものは、国会図書館としては、どういう扱いになっているのでしょうか。納本対象外でしょうか。

事務局： 納本対象外ではありませんが、流通に乗っていないという事情で、なかなか収集しにくい資料ではあります。

委員： 大変高価なのですね。時期が過ぎると、パンフレットで20万円もする。

会長： 「なんでも鑑定団」を見ますと、そういうのが鑑定されているようです。何か収集の努力、たとえば啓蒙とか、そういうことはされているのでしょうか。

事務局： パンフレットを送って周知活動をしたり、利用者の方から入っていないという情報があれば、確実に出版されているということを確認して、督促という形で納入を促していく、というようなことはしていますが、かなり個別の対応になってしまうので、全体的に納入していただいているかと思えます。

会長： 映画の業界あるいは演劇の業界と、団体で話し合っただければよろしいかと思うのですが。そういう努力をしていただければと思います。

事務局： 分かりました。

委員： 初歩的な質問ですが、これは会長に伺った方がよいかもしれませんが、法的には納本義務がある出版者は、どこからどこまで、と考えればいいのでしょうか。

会長： それは一定の線があると思うのですが。

事務局： 発行者です。

会長： どういうものを納入しなければならないか、という義務の範囲については、どうなっていますか。

事務局： どこからどこまでが納入対象、というよりは、対象外となるものは大変少数でございます。非常に個別に、限定的に出版して、数部しか頒布する予定がないもの、あるいは、ホチキスで留めたような保存に向かないような資料等は、対象外になります。それ以外のものは、すべて納入対象になります。

会長： 出版の部数もあつたと思うのですけれども。

事務局： 部数は、広く頒布していることを、出版しているとしているので、ある程度の部数、たとえば100部くらいは頒布している、というようなことを確認する場合もございます。

委員： 少しその関連で、これは納本義務というのとは違うとは思いますが、日本脚本アーカイブスというところが、過去の放送台本5万冊ほどの

収集を進めており、そのうち約半数くらいを国会図書館で収集・保存していただけることが決まったと、私もちょっと関わっているものですから、うかがっております。過去の放送番組というのは、1980年代以前のもは、もうほとんどテープが残っていないとされる中で、これは、日本の放送文化を伝える大変貴重な資料になると思います。これは価値ある取組ですので、その内容と今後の予定等をご紹介いただければと思います。

それからその関連で、先ほど演劇業界の話が出ておりました。放送台本は進んでおりますが、戯曲、ですね。演劇用の台本というもののうち、刊行物に当たらないものは、どうも全く国内で収集・保存が、「全く」は言い過ぎですね、現物等は早稲田の演劇博物館さんなど、少し取組があるのですが、あまり進んでいないように聞いております。こういうものが今後収集対象になる可能性があるのか、短くでも伺えればと思います。

収集書誌部長： ご質問全体につきましては、納本ですとか、いわゆる出版物とは違うレベルでの発想になるかと思うのですが、脚本につきましては、担当がございますので、こちらから概要を説明させます。

事務局： ご説明いたします。日本放送作家協会が集めました5万冊のうち、1980年以前の脚本・台本、約2万7千点を当館の書庫に、今、搬入しております。脚本アーカイブス・コンソーシアムで、全体の目録データベースを作成しております。現在、そのデータベースと、当館に搬入したものの照合作業をしております。この作業が終わりましてから、私どもの受入作業を行いまして、来年度を目途に、一般の利用に供する準備を進めております。残りの脚本・台本につきましては、それぞれ、演劇台本は早稲田、映画の台本はフィルムセンター、というように、いろいろなところに搬入されています。新しい部分につきましては、川崎の市民ミュージアムに搬入しております。当館の利用提供と、あまりずれない形で、一般の方に提供する準備を進めております。

委員： では、演劇用台本については、具体的なお話も予定もないということでしょうか。

収集書誌部長： ここで申し上げられるようなレベルのことはございません。また、今の脚本にしてもデジタルの時代になっておりますので、その点との兼ね合いも考える必要があると思っております。いずれにしても、当館も投入できるリソースに限界もございますので、それとの相談にはなるかとは思いますが、できることはもちろんやっていきたいと考えております。

委員： 今回ご説明いただいたオンライン資料の納入について関連するところですが、納入対象の基準は、標準コードが付与されていることになるとは思いますが、一般的にどれくらいの範囲で考えればよろしいのでしょうか。たとえば、ニュースサイトで、紙のニュース、紙媒体に載っている記事、プラスアルファ電子版の記事を掲載していたり、インターネットだけで独自のニュースサイトというのがありますが、そういったような、ある種、電子雑誌とも言えると思うのですが、そういうものも含むのでしょうか。標準コードが電子媒体にどれくらい入っているのか、というのが分からないので、少しそういうところを

御説明いただければと思います。

事務局：

標準コードにつきましては、まだまだ電子出版物には付与されていないというところはあるのですが、外形的に電子出版物を規定できる基準という、分かり易いものがございませんので、今のところ、ISBN、ISSN といったものを、一つの基準としております。ただ、それだけではなくて、電子書籍に向いているフォーマットとされているもの、日本の場合は「.book」とか「XMDF」が多いのですけれども、今のところは、この部分は有償のものが多く、まずは無償で DRM のないものということでやっておりますので、PDF や EPUB に限って、どちらかに該当すれば、集めるということにしております。先ほどお話のありましたニュースサイトなのですが、こちらは更新が非常に早いということがございます。また、ウェブページに掲載されているだけで PDF や EPUB に固定されていないものにつきましては、現在のところ収集対象にはしておりませんので、お話に上がったような電子新聞は、今のところ、対象とはなっておりません。

委員：

このオンライン資料の納入の目的というか、趣旨を考えると判断すべきだと思います。一般にインターネット上で流通しているいろいろな情報で、かつ、ブログとか個人の発信ではなくて、出版社的な立場で発信しているもので、HTML で発信されているものが大量にあります。それらはおっしゃるように更新速度が速く、紙媒体では毎日発行が最速だけれど、それでは間に合わないのでリアルタイムで発信しているわけです。それを取って対象外とするという意味が良く分かりません。確かに PDF と限定すると運営上はやりやすい、というのは重々承知していますし、何がしかの仕切りを決めるのであれば、ISBN コードというやり方もあるのかもしれませんが、そもそもいろいろな出版物というか、公表されている著作物を、ある程度文化として残していく、という趣旨から考えれば、先ほどできないと言われていた部分は、非常に重要で巨大な領域だと思います。現段階では、これが対象外というのは今のご説明で理解しましたけれども、今後どう改善するかについてどこかで検討されているのか、ということについても、教えていただければと思います。

事務局：

そもそも平成 11 年くらいに検討が始まりまして、その時には、インターネット上に流れる情報すべてを収集したいという考えもあったのですが、おっしゃいましたように、情報量が非常に莫大なものになりますので、これはやはり集めきれないだろう、ということで、段階的に少しずつ集めていこうということになりました。まず官公庁、公的機関のサイトに掲載されている情報を集めよう、ということになりまして、進めております。こちらは既に制度化されております。次に、インターネット上に公表しているもののうち、集めやすい、固定化された、ある意味、形の定まった書籍、雑誌の部分から手を付けようとなっています。そこにつきましても、まだ、無償のものしかできていない状況で、いわゆる流通、商業出版について、非常にまだ難しい段階ということになっています。そこができてから、さらにその外側を段階的に進めていければと考えておりまして、まだその部分について、いつ着手できるかということは、全く見通しが立っていない状況となっております。

- 会長： 過去の審議会でも、どの範囲、というのは審議したのですが、恐らくリソースごとの問題もありまして、なかなか一挙にはいかないのだと思います。
- 委員： 今ほどの話に関わるのですが、20ページの資料10、この3の私立大学、私立短期大学に打診されたということですが、その反応はどうなっているのでしょうか。何と言っても、この審議会の委員の中に私立大学の教員が6人もいる、という状況ですのでお伺いしたいと思います。そもそも、国公立大学というのは、この上の（表の）「公益法人」というところに入るのでしょうか。対象となるサイト単位収集の中で、どの程度あるというふうに考えていらっしゃいますか。
- 事務局： まず、国公立大学の場合は、これとは別の、インターネット資料収集という制度化された中で、国の機関に準ずるものというところで、制度的に集めております。有無を言わず、集めさせていただいているところです。
- 委員： そうすると、それは、「IR」、機関リポジトリも含むのですか。
- 事務局： 機関リポジトリは含みません。機関リポジトリは、今回のオンライン資料の制度収集の対象からも除外してあります。それは非常に規模も大規模でございますし、そもそも機関リポジトリ自体が、私どもに代わってと言うべきですが、国民に広く、末永く提供しようという趣旨で実施されているものでございますから、重ねて集めても、あまり意味はない、ということで、それは除外しているということでございます。あと、私立大学等の打診状況というのは、ちょっと私も直接携わってないので、現時点では分かりかねるのですが、既に、ここに書いているように、80件、362分の80については、良い、という返事が、徐々に集まってきている、ということだろうとは思われます。
- 会長： よろしいでしょうか。以上をもちまして、第24回納本制度審議会の会次第はすべて終了しました。これにて終了いたします。

(午前11時10分終了)

納本制度審議会委員・専門委員名簿（五十音順）
（平成 27 年 3 月 25 日現在）

会 長	なかやま のぶひろ 中山 信弘	明治大学特任教授、東京大学名誉教授
会長代理	やまもと りゅうじ 山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	いしざき つとむ 石崎 孟	一般社団法人日本雑誌協会理事長
	うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
	えんどう かおる 遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	おおが まさひろ 相賀 昌宏	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	かどかわ つぐひこ 角川 歴彦	株式会社 KADOKAWA 取締役会長
	さいとう まさあき 斉藤 正明	一般社団法人日本レコード協会会長
	しらいし こうじろう 白石 興二郎	一般社団法人日本新聞協会会長
	ながえ あきら 永江 朗	公益社団法人日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長
	のほら さわこ 野原 佐和子	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
	ふくい けんさく 福井 健策	弁護士
	ふじい たけひこ 藤井 武彦	一般社団法人日本出版取次協会会長
	ふじもと ゆかり 藤本 由香里	明治大学国際日本学部教授
	ゆあさ としひこ 湯浅 俊彦	立命館大学文学部教授
専門委員	かたよせ さとし 片寄 聰	一般社団法人日本雑誌協会著作権委員会委員長
	ささき りゅういち 佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	さんべい とおる 三瓶 徹	一般社団法人日本電子出版協会事務局長

（委員 15 名、専門委員 3 名）

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会審議経過報告

1 経緯

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、平成 23 年 9 月 20 日の第 21 回納本制度審議会において、諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」に関する調査審議を行うために設置されたものである。小委員会は、平成 24 年 3 月 6 日の第 22 回納本制度審議会に調査審議の経過及び中間報告書に関する報告を行い、同審議会において中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（以下「中間答申」という。）が決定された。

中間答申は、無償かつ DRM（技術的保護手段）の付されていないオンライン資料については、資料の送付に必要な媒体の費用を補償の対象とすべきとする一方で、有償の、又は DRM の付されたオンライン資料、非ダウンロード型資料及び専用端末型資料の国立国会図書館への提供（以下「納入」という。）に対する補償については、さらに調査審議を継続する必要があるとした。その理由としては、有償のオンライン資料については、政策的補償その他のインセンティブの付与を行う余地があるが、納入すべき資料の範囲等について注意深い制度設計を行う必要があること、DRM の付されたオンライン資料については、納入に係る具体的な作業工程及び費用水準に関する情報が不足していること、非ダウンロード型資料及び専用端末型資料については、具体的な収集方法が確定していないことが挙げられた。

平成 25 年 7 月に納本制度審議会委員の委嘱があり、同月 23 日の第 24 回納本制度審議会において、小委員会に所属する委員及び専門委員並びに小委員長が指名された。この後、小委員会は、平成 25 年 9 月 19 日、平成 26 年 3 月 13 日及び平成 27 年 3 月 12 日の 3 回開催された。この報告は、平成 25 年 7 月以後の調査審議の経過に関するものである。

2 調査審議の内容

(1) 経過の概要

平成 25 年 9 月 19 日の小委員会では、有償・DRM ありオンライン資料の収集に係る論点について審議された。小委員長から、論点として、①DRM を付さない状態での納入、②経済的補償又はインセンティブの付与、③制度化に先立って実証実験を行うという「2 段階」論、④実証実験を行う場合の実験内容の 4 点が示された。実証実験を先行して実施することについては、多数の賛成があった。

平成 26 年 3 月 13 日の小委員会では、前回議論された実証実験の実施に係る進捗について事務局から報告があり、質疑が行われた。また、セルフパブリッシングのオンライン資料への対応の必要性が指摘された。

平成 27 年 3 月 12 日の小委員会では、実証実験の実施に係る進捗及び実証実験の実施案について事務局から報告があり、質疑が行われた。

(2) DRM を付さない状態での納入について

平成 22 年 6 月 7 日の納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」では、「DRM を解除して納入するように依頼することが必要である」としている。この点について、出版関係団体からは、DRM が付された配信フォーマットが「出版物」であるから、これを納入対象とすべきであるとの主張があった。

平成 25 年 9 月 19 日の小委員会では、DRM を付さない状態での納入には技術的な困難があるものではなく、長期保存のためにも出版社に十分説明して理解を得るべきであるとの意見が多数であった。

その後、事務局が出版関係団体と協議したところ、DRM を付した状態で最終的なレイアウト等の確認を行っているため、DRM を付さない状態にした場合には、別途の確認を行わない限り、レイアウトの崩れなどが懸念され、著作者からの異議が出るおそれがあるとの説明があり、実証実験を経て、解決策を探ることになった。

(3) 経済的補償又はインセンティブの付与について

中間答申は、制度収集の実効性を高めるため、有償オンライン資料の納入に対する政策的補償その他のインセンティブの付与を検討課題に挙げている。

小委員会では、電子書籍には「定価」が存在しないこと、適正な市場価格の評価が難しく過剰な補償を求められるおそれがあること等が指摘される一方、著作者への印税の支払が紙の書籍のように発行点数ではなく実売点数に応じて行われるため、補償を求める著作者がいると考えられること、電子書籍の流通費用を考慮する必要があること等の意見もあった。また、納入により原本の証明ができるのであれば、そのことがインセンティブとなり得るとの意見や、補償は個別に行うのではなく包括的な共通目的基金を設立してこれを通じで行うことを検討すべきであるとの意見もあった。

以上の意見に鑑みると、有償オンライン資料の納入に対しては何らかの補償が必要であると思われるが、金銭的補償には困難な点が多いことから、非金銭的なインセンティブの付与を検討することが重要であると考えられる。実証実験においては、利用統計を可能な範囲で出版社と共有する等のインセンティブ付与の仕組みも試みる必要がある。

(4) 実証実験の実施について

平成 25 年 9 月 19 日の小委員会では、事務局から、客観的な検証、実現可能性の精査等を目的として実証実験を実施し、その成果を踏まえてオンライン資料収集制度の整備を行うことが提案されたところ、この進め方については賛成が多数であった。また、実証実験は、十分な時間をかけて幅広い参加者を募って検証を行うべきものであり、ある程度の規模で実施すべきであるとの意見があった。

(5) 実証実験の内容について

平成 25 年 9 月 19 日の小委員会では、事務局から、電子書籍について出版社と国立国会図書館との間で「寄託」に準じた契約を結ぶことにより、実証実験を行うことが提案された。検証項目としては、マイグレーション可能な状態での納入に関する手順及び技術的要件、納入手続（納入の一括代行事務を含む。）に要する費用補償の合理的な算定方法及び政策的補償の在り方、オンライン資料利用統計データ（個人情報を除く。）の商用目的での提供、オンライン資料保存・利用に係るセキュリティ対策、館内利用提供サービスの在り方等が想定された。

この提案に対しては、公的機関によるバックアップ、データの受入証明、書誌情報の提供等はインセンティブになるとの意見、制度化後のダークアーカイブを視野に入れた方がよいとの意見、利用統計データの提供は、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、前向きに検討した方がよいとの意見等があった。また、図書館の有料サービスの可能性について議論があった。

平成 26 年 3 月 13 日の小委員会では、技術的、実務的側面について日本電子書籍出版社協会を出版社側の窓口として実証実験の検討を進めることが表明され、おおよそ 3 年の期間で実証実験を進めるのが適当との意見が出された。

平成 27 年 3 月 12 日の小委員会では、事務局から、実証実験の内容について日本電子書籍出版社協会その他の出版関係団体と協議した結果が示された。その概要は、2 段階に分けて実証実験を実施することとし、第 1 段階の実験は外部サーバに資料を保管し、国立国会図書館に配信する方法により行い、それと同時に国立国会図書館における保管のために必要な技術的要件を検討すること、第 2 段階の実験では資料を国立国会図書館のサーバに保管すること、第 1 段階の実験は年内に開始することである。

これに対して、実験を行うためには著作権者の許諾が必要であり、許諾を得る際にはオンライン資料の収集の意義や最終的な制度化後のビジョンを含め十分な説明が必要であるという意見、障害者を含むユニバーサル・サービスの実験の場として活用してはどうかという意見があった。また、第 1 段階の期間を最長 3 年としていることについて、関係者のコンセンサスを得るなどもろもろの課題解決を図るために適当な期間であるとの意見と、他方で、日々進展している技術的条件や社会的ニーズの急激な変化なども想定され、この間に制度化を直ちに行うよう求められた場合にはかえって拙速な対応を招くことになりかねないとの意見があった。

(6) セルフパブリッシング等のオンライン資料の収集について

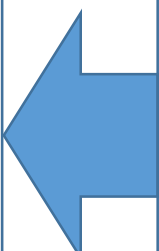
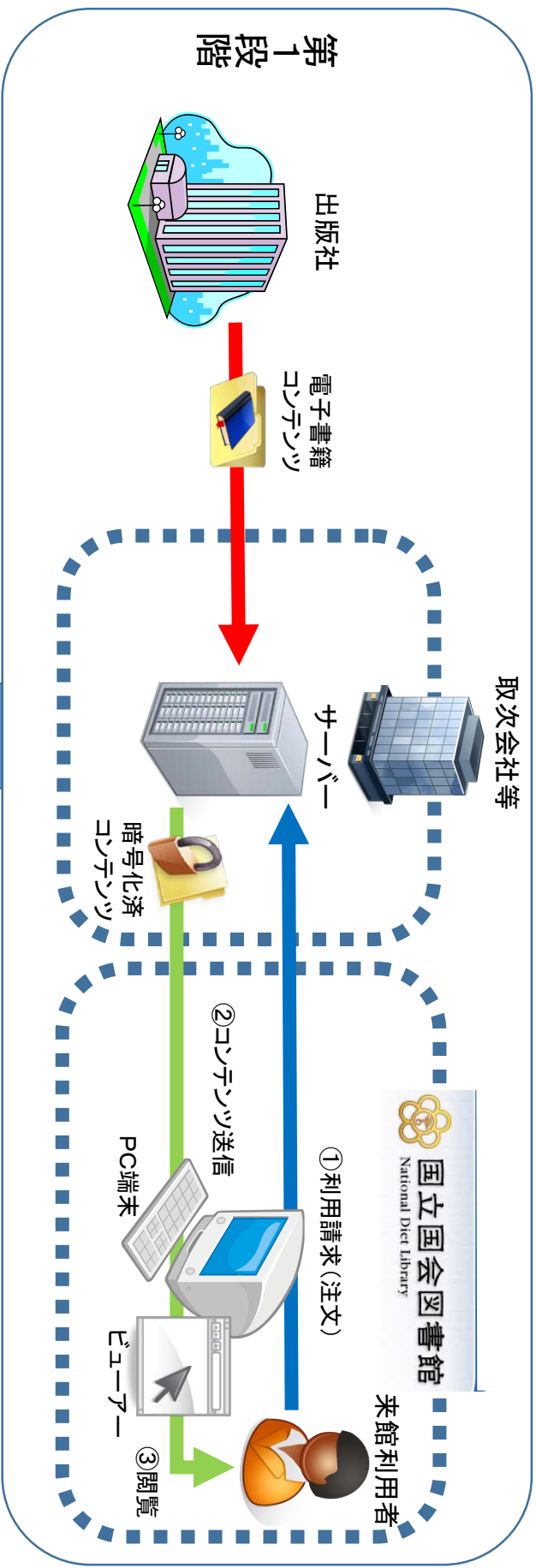
実証実験の対象が出版社発行の電子書籍、電子雑誌等となることに関連して、出版社を経ずに発行されている電子書籍、電子雑誌等の保存を検討すべきとの意見があった。また、これらについて制度収集の対象として考えるべきであるとの意見もあった。

3 まとめ

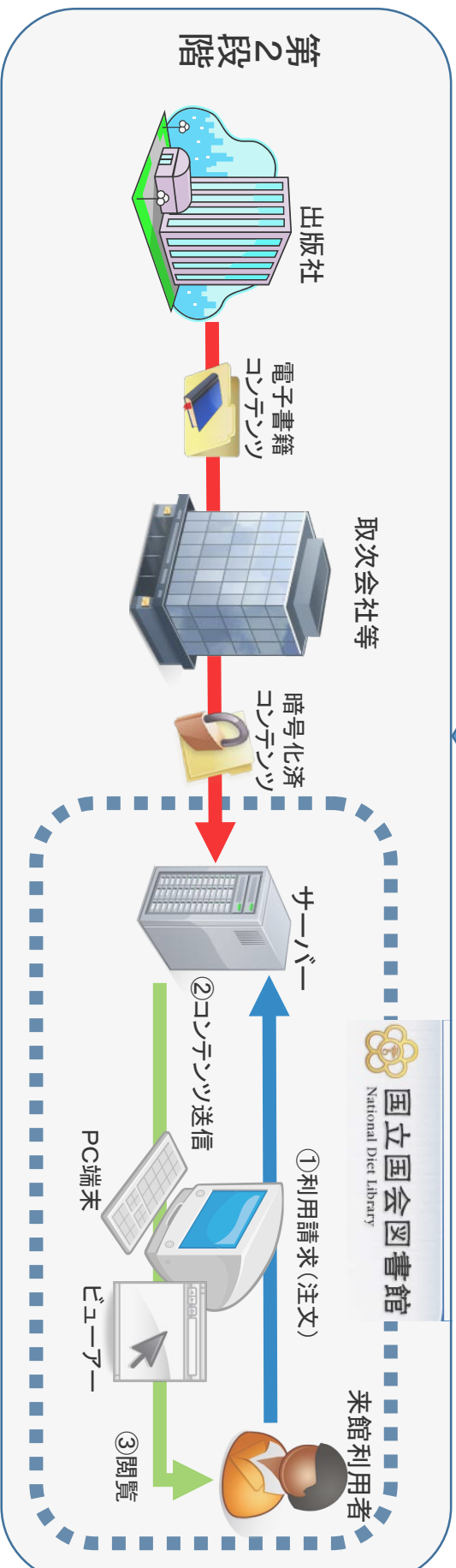
今期小委員会では、制度収集に先立って実証実験を行うことが主な論点となった。この点については、概ね了解が得られた。実施に当たっては、小委員会において指摘のあったユニバーサル・サービスに関する実験や、非金銭的なインセンティブの付与などにも取り組むべきである。また、実証実験の期間が長期に及ぶことは、出版社、著作権者等の理解を得る上で有効である一方で、オンライン資料の散逸防止や急激な技術変化の観点からはリスクをはらむものである。国立国会図書館には、関係者の理解を求めるための丁寧な説明や調整を行うことと、実証実験の期間を必ずしも固定的なものとしせず、常に見直しを図りながら、できるだけ迅速な制度化に向けた作業を行うことを両立することが求められる。

次期においては、実証実験について、進捗及び成果について報告を受け、引き続き中間答申に挙げられた課題を検討する必要がある。また、実証実験の対象ではない有償の、又は DRM が付されたオンライン資料についても、収集に向けた検討を行う必要がある。

(参考) 有償オンライン資料収集実証事業の概要図



第1段階の結果を踏まえ、第2段階の内容を必要に応じ見直し



資料別納入実績（最近 3 年間）

（図書）

単位：冊

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 23 年度	29,566	108,545	138,111
平成 24 年度	31,510	112,700	144,210
平成 25 年度	33,425	111,901	145,326

（パッケージ系電子出版物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 23 年度	2,948	22,620	25,568
平成 24 年度	3,124	24,499	27,623
平成 25 年度	3,488	25,715	29,203

*ビデオ・ディスク、ビデオ・カセット、音楽CD、光ディスクなどが含まれる。

（逐次刊行物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 23 年度	71,111	323,497	394,608
平成 24 年度	73,120	317,612	390,732
平成 25 年度	72,928	310,655	383,583

*逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。

納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）

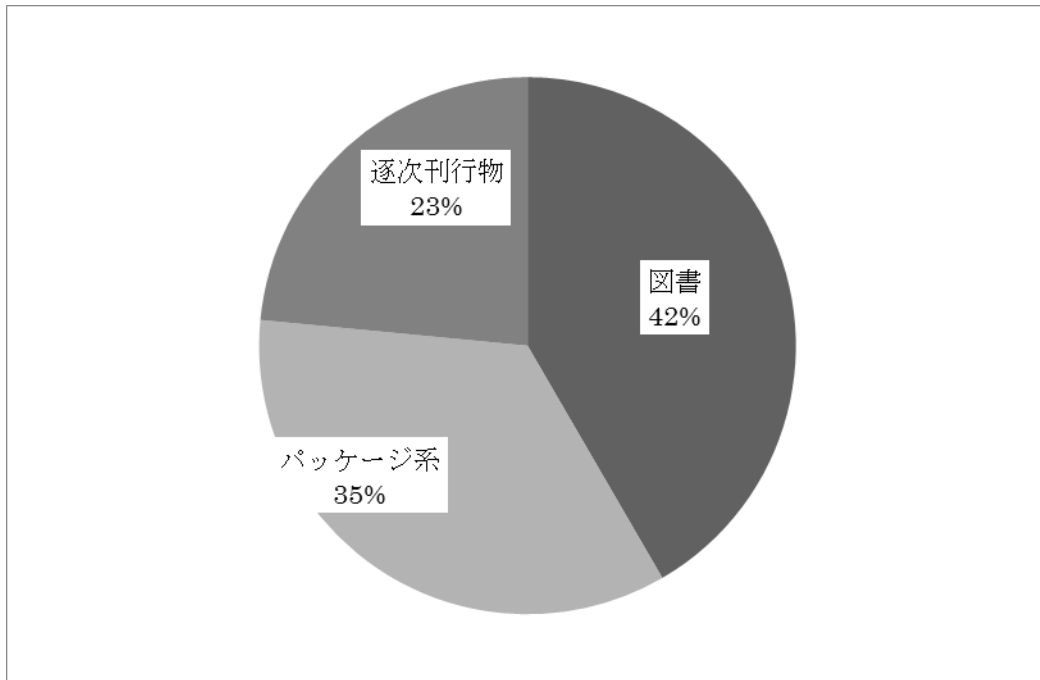
単位：円

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,249,000
支出実績	390,246,980	390,246,882	390,246,854	390,247,115	390,247,156	-

【参考】平成 25 年度代償金支出実績（資料別内訳）

単位：円

	平成 25 年度
図書	162,423,820
パッケージ系	136,228,814
逐次刊行物	91,594,522
計	390,247,156



オンライン資料収集制度の運用状況について

1 経緯

私人が出版したオンライン資料の収集等に関する国立国会図書館法の一部を改正する法律が成立したことを受け、平成 25 年 7 月 1 日から無償かつ DRM のないオンライン資料の制度収集を開始した。

2 収集方法

平成 25 年 7 月 1 日から自動収集及び送付による収集を開始し、平成 26 年 2 月 5 日から送信による収集を開始した。

3 収集件数

	制度収集分 (平成 25 年 7 月以降に出版されたもの)	任意提供分 (平成 25 年 6 月以前に出版されたもの) + 制度収集分
平成 26 年 3 月 31 日時点	839 件	約 7,800 件
平成 26 年 6 月 30 日時点	1,804 件	約 9,900 件
平成 27 年 2 月 28 日時点	4,137 件	約 18,000 件

※ オンライン資料の収集件数はデジデポ統計機能で算出するため、出版者ごとの内訳は集計できない。(前回報告時は手作業で集計)。

4 広報及び納入申出依頼 (平成 27 年 2 月 28 日時点)

当館ホームページ及び公共図書館等へのパンフレット配布による広報を行った。

また、学協会及び民間企業のホームページを確認し、納入対象オンライン資料を発行している学協会 298 機関及び上場企業 806 社に対し、納入申出依頼を行った。これに対し、学協会 93 機関及び上場企業 317 社から納入申出があった。上場企業については、更にオンライン資料の洗い出しを行った上、納入申出依頼を行う予定である。

5 サイト単位での収集

ウェブサイト内のオンライン資料を自動収集するため、私立大学及び私立短期大学に対し、サイト単位の収集許諾依頼を行った。現在、約 400 件の私立大学及び私立短期大学のサイトを収集している。

また、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、公益社団法人及び公益財団法人に対し、サイト単位の収集許諾依頼を行っている。収集許諾を得られなかった法人に対しては、今後オンライン資料の洗い出しを行った上、納入申出依頼を行う予定である。

6 利用提供

収集したオンライン資料のうち、任意提供分については平成 25 年 7 月以降、収集及び組織化作業が完了したのから順次館内提供を行い、制度収集分については平成 25 年 10 月 15 日から館内提供を開始した。

日本出版取次協会による納入漏れ防止措置の実施状況

1 経緯

国立国会図書館（以下「当館」という。）は平成 23 年 7 月 29 日付けの納本制度審議会答申に基づき、一般社団法人日本出版取次協会（以下「取次協会」という。）に対し、組織的・系統的な納入漏れ防止措置を講じるよう要請してきた。この要請を受け、取次協会は、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて納入漏れ防止措置を実施してきたので、その状況について報告する。

2 納入漏れ防止措置の実施内容

前出納本制度審議会答申では、納入漏れ防止措置の例として、納入代行者が取り扱う全ての書籍等の出版者（社）との間に、出版者（社）から納入代行者に取扱いを委託された書籍のうちの各 1 部を国立国会図書館への納入に充てることを明文に規定した代行納入契約を締結し、その履行の確保に努めることが挙げられていたが、①同一出版社においても資料種別によって取次経由で納入するものと国立国会図書館に直接納入するものが分かれている例があり、取次会社から自動的に納入した場合には重複に伴う返品事務が双方に発生するおそれが高いこと、②委託ではなく注文によって配本される新刊（全体の 30%）は、注文により取扱部数が決まるため納入に回せる分がなく、仮に納入分を注文部数に上乘せずるとしても、注文の時期や納入済みかどうかの確認作業により発行時期と納入時期に大きなずれが生じるおそれがあること、③そもそも取引出版社のうち約 25%が新刊委託契約を行っておらず、これを強制的に変更できないなどの問題があることが明らかとなった。

このため、当館と取次協会は協議の上、より実効的な対応策として、次の防止措置を実施することとした。

(1) 取引出版社に対する確認書等の送付

取次協会の納入担当社（日本出版販売・トーハン）の取引出版社 2,808 社に対し、納本意識、方法等の確認書及び当館作成の広報チラシの発送等を行い納本対象資料の周知と納入の徹底を呼びかけた。

① 送付状況

平成 25 年 11 月に確認書等を郵送し、以降、回答がない出版社には督促、担当者への対面依頼などを行った。

② 回答状況

平成 27 年 1 月 19 日の時点で、確認書に対する回答があった出版社は 2,221 社（79%）、未回答の出版社¹は 503 社（18%）、対象外・廃業等²が 84 社（3%）である。

¹ 回答は得られなかったが、納入督促記録との照合により、大半の出版社からは適正に納入されていることが判明している。

² 出版事業停止、合併により本体からの返信があったグループ会社を含む。

回答	件数 ³
ア 納本を継続して行っている。	1,963 件
イ 納本制度の周知が不十分であったため納本していないが、今後納本する。	148 件
ウ 具体的な納本の対象が不明であったため納本していないが、今後納本する。	70 件
エ 納本はしない。	71 件

イ及びウと回答した出版社については、新たに納入が行われると見込まれる。また、エの回答理由としては、新刊の発行がない、納本の対象ではない（手帳、日記帳等）、現在は出版を行っていない等が挙げられている。

(2) 納入督促を行った資料の分析

平成 25 年度において特に当館からの納入督促が多かった出版社及び資料分野の傾向を分析した。

督促を行った納本資料の代表的な分野としては、ムック、コミック、地図、楽譜、復刊商品等がある。これらを刊行する出版社の多くは、確認書に対して「ア 納品を継続して行っている」と回答しているにもかかわらず、これらの分野の資料の多くが毎回督促対象となっており、当該分野について納本対象との認識が持たれていないことが判明した。そのため、平成 26 年度は督促の多い出版社（当該分野の担当者）に対し、改めて納本対象資料の周知・啓蒙活動を行った。

3 今回の納入漏れ防止措置による効果

(1) 納入実績

平成 26 年 4 月～9 月までの取次協会を経由した納入の実績は、前年同期比 115.7%⁴であり、今回の周知・啓蒙活動の成果が表れていると考えられる。

(2) 督促前納入率の推移

取次協会が組織的・系統的な納入漏れ防止措置を講じていることを当館が測定する指標として、督促前の納入率（当館が改めて督促することなく納入される資料の比率）が高い水準で持続していることが挙げられる。現在は、効果を経過測定している段階にある。

³ 同一出版社内で、担当部署ごとに対応が異なる事例があり、重複回答となっている。

⁴ 同時期の取次用出版点数（商品マスタ）は対前年比 98.7%であり、前年からほぼ変化がないため、納入冊数の伸びは活動の影響によるものと見なす。

出版年月	出版情報（件）	督促前納入数（件）	督促前納入率
平成 24 年度 ⁵	86,630	71,777	82.85%
平成 25 年度	96,729	81,521	84.28%
平成 26 年 4 月	8,209	7,349	89.52%
平成 26 年 5 月	6,740	6,076	90.14%
平成 26 年 6 月	7,426	6,726	90.57%
平成 26 年 7 月	7,734	7,101	91.82%
平成 26 年 8 月	7,535	6,967	92.46%
平成 26 年 9 月	8,799	8,140	92.51%

4 今後の対応

今回の措置によって、約半年間の納入実績及び督促前納入率いずれにおいても大きな効果を発揮していることが明らかとなった。引き続き、平成 26 年度の 1 年間の推移を踏まえて効果の検証を行う。

また、今回の取組みを通じて、納入漏れが多い出版社には納本制度を理解した担当者が置かれていない事例又は担当者が異動・退職してしまっただけで納入が滞る事例が多いことが判明している。このため、納入漏れ防止措置の効果を持続させるための取り組みとして、取次協会からは 3 年ごとに今回と同様の啓蒙・周知活動を行い取引出版社への働きかけを継続的に行うことが提案されている。

当館としては、今年度 1 年間を対象とした検証で効果が確認でき、かつ 3 年ごとの啓蒙・周知活動が今後継続して行われるならば、納本制度審議会答申に基づく組織的・系統的な納入漏れ防止策と見なしうると考える。

したがって、平成 26 年度の納入実績及び督促前納入率が明らかとなった時点で、納本制度審議会代償金部会において報告を行い、「納入の一括代行事務に要する金額」（手数料）について審議をお願いする予定としている。

⁵ 平成 24 年 5 月～平成 25 年 3 月までの累積。

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正	昭和二十四年	六月	六日法律第九十四号
	同	三十年	一月二十八日同 第三号
	平成	六年	七月 一日同 第八十二号
	同	十一年	四月 七日同 第三十一号
	同	十二年	四月 七日同 第三十七号
	同	十四年	三月三十一日同 第六号
	同	十六年	十二月 一日同 第四百十五号
	同	十七年	四月 十三日同 第二十七号
	同	十七年	七月 六日同 八十二号
	同	十七年	十月二十一日同 百二号
	同	十九年	三月三十一日同 十号
	同	十九年	三月三十一日同 十六号
	同	十九年	六月 六日同 七十六号
	同	十九年	六月 十三日同 八十二号
	同	十九年	六月 二十七日同 百号
	同	二十年	四月二十五日同 二十号
	同	二十一年	三月三十一日同 十号
	同	二十一年	七月 十日同 七十三号
	同	二十三年	五月 二日同 三十九号
	同	二十四年	六月二十二日同 三十二号
	同	二十六年	五月二十一日同 四十号

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の
納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号の
いずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形そ

の他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該
機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の
用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部
数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
 - 二 小冊子
 - 三 逐次刊行物
 - 四 楽譜
 - 五 地図
 - 六 映画フィルム
 - 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製し
た文書又は図画
 - 八 蓄音機用レコード
 - 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識す
ることができない方法により文字、映像、音又はプログラムを
記録した物
- ② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定す
る出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的
のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国
立国会図書館に納入しなければならない。
- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一

項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に

規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に

規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

附 則 抄

第二十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

② 「略」

附 則（昭和二十四年六月六日法律第九十四号）

- 1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に発行された出版物の納入又は納本については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

- 1 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。
- 3 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、総合法律支援法第十三条に規定する日本司法支援センターの成立の時から施行する。

（成立の時〓平成十八年四月十日）

（経過措置）

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年四月十三日法律第二十七号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成十七年十月二十一日法律第二百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。〔以下略〕

（施行の日）平成十九年十月一日

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定
平成十九年十月一日

二 〔略〕

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕

（政令で定める日）平成二十年一月一日

附 則（平成十九年六月十三日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定
平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成十九年十月一日

二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定
平成二十年四月三十日ま

との間において政令で定める日

(政令で定める日)平成二十年四月一日)

附 則 (平成十九年六月二十七日法律第百号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日)平成十九年八月十日)

(旧法の効力)

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法(以下「旧法」という。)の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの(以下「機構」という。)については、旧法(第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。)の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間(以下「旧法適用期間」という。)は、なおその効力を有する。

(国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項

二〇八 「略」

附 則 (平成二十年四月二十五日法律第二十号)

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)の施行の日から、別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

(施行の日)平成二十二年一月一日)

附 則 (平成二十二年三月三十一日法律第十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日)平成二十一年六月一日)

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十一条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十二日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、

別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

預金保険機構

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
 - 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部

会」という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日)

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に

規定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの

二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法

二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合

二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合

三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合には、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき八十三円
- 二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 一 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇三〇五で定める国際標準図書番号

二 日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

- 三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

- 一 PDF方式
- 二 EPUB方式
- 三 DAISY方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

- 一 題名
- 二 作成者
- 三 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)
- 四 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)

五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報

六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報

七 オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースロケータ

(規程第二条第二号の記録媒体)

5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適

合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

- 6 規程第二条第二号の記録方式は、ボリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する
出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日	国立国会図書館告示第一号
	同	五十七年十二月二十八日	同
	同	五十七年十二月二十八日	同
	平成 十一年	三月二十四日	同
	同	十二年 九月二十七日	同
	同	二十三年 十月 十二日	同
			第三号
			第一号
			第四号
			第二号

1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額（当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮って定める金額）に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

一 図書（点字版のものを除く）、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物（国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。）については、小売価格（パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格）の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附 則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和二十四年国立国会図書館告示第一号）は、廃止する。

附 則（昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。